

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年7月16日

京都市長 門川大作

京都市規則第33号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「総所得金額」の右に「(所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。)」を加え、「同項第3号」を「同条第2項第3号」に改め、同条第2項第2号中「(当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円)」を「同項第8号の2の規定による控除を受けた者についてはその者につき350,000円」に、「同条第1項第9号」を「同項第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の規定は、令和3年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)